



平成 27 年 12 月 17 日

各 位

会社名 株式会社 オハラ  
代表者名 代表取締役社長 齋藤 弘和  
(コード番号 5218 東証第1部)  
問合せ先 常務取締役 中島 隆  
(T E L 042 (772) 2101 (代表))

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 12 月 17 日開催の取締役会において、平成 28 年 1 月 28 日開催予定の第 107 期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

当社は、事業を取り巻く環境の変化に適切かつ迅速に対応するため、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することにより、それぞれの機能を強化することを目的として、平成 27 年 12 月 17 日開催の取締役会において、執行役員制度を導入することを決議いたしました。これに伴い、現行定款第 14 条（招集権者および議長）、第 23 条（取締役会の招集権者および議長）において所要の変更を行うものであります。

また、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除できる旨の規定、ならびに「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が施行され責任限定契約を締結できる役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および監査役と責任限定契約の締結を可能とするため、定款第 31 条（取締役の責任免除）、第 41 条（監査役の責任免除）を新設し、以降の条数の繰り下げを行うものであります。

なお、第 31 条（取締役の責任免除）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す。)

| 現行定款  | 変更案   |
|---|---|
| (招集権者および議長)<br>第 14 条 株主総会は <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。<br>2 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 | (招集権者および議長)<br>第 14 条 株主総会は <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。<br>2 <u>代表取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 |
| 第 15 条～第 22 条 (条文省略)  | 第 15 条～第 22 条 (現行どおり)   |

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> | <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>  |
| <p>第 24 条～第 30 条 (条文省略)</p>   | <p>第 24 条～第 30 条 (現行どおり)</p>   |
| <p>(新設)</p>   | <p>(<u>取締役の責任免除</u>)</p> <p><u>第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> |
| <p>第 31 条～第 39 条 (条文省略)</p>   | <p>第 32 条～第 40 条 (現行どおり)</p>   |
| <p>(新設)</p>   | <p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p><u>第 41 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>                    |
| <p>第 40 条～第 45 条 (条文省略)</p>   | <p>第 42 条～第 47 条 (現行どおり)</p>   |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 1 月 28 日  
定款変更の効力発生日 平成 28 年 1 月 28 日

以 上